

愛知県個人情報保護審議会答申の概要

答申第 214 号（諮問第 225 号）

件名：拾得物件台帳の一部開示決定に関する件

1 開示請求

令和 4 年 5 月 16 日

2 原処分

令和 4 年 5 月 30 日（一部開示決定）

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）は、審査請求人に係る別記に掲げる保有個人情報の自己情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）について、別表の 1 欄に掲げる行政文書に記録された個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）を特定し、同表の 2 欄に掲げる部分を不開示とした。

3 審査請求

令和 4 年 7 月 7 日

原処分の取り消しを求める。

4 諮問

令和 4 年 8 月 24 日

5 答申

令和 6 年 1 月 30 日

6 審議会の結論

処分庁が、本件開示請求について、本件保有個人情報を特定したこと及び別表の 2 欄に掲げる本件情報 1（以下「本件情報 1」という。同欄に掲げる本件情報 2 も同様とする。）を不開示としたことは妥当であるが、本件情報 2 は開示すべきである。

7 審議会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、「警察職員の氏名に係る部分の開示を求める」、

「正しい拾得物件台帳の開示を求める」旨を主張していることから、本件保有個人情報の特定の妥当性並びに本件情報 1 及び本件情報 2 の条例第 17 条第 2 号該当性について、以下検討する。

(3) 本件保有個人情報の特定について

ア 処分庁によれば、審査請求人が拾得物件を C 警察署長へ提出した際に作成された台帳（原本）については、拾得物件を受領した C 警察署で 1 年間保管後に廃棄しており、本件開示請求書には「請求日現在、愛知県警察本部総務部会計課（以下「会計課」という。）で保管されているもの」と記載されていることからすれば、本件請求対象保有個人情報は、審査請求人による自己情報開示請求の決定に係る資料として、C 警察署から警察本部へ送付され、会計課で保管されていた当該台帳の写しであるとのことである。

イ 当審議会において本件保有個人情報を確認したところ、審査請求人を拾得者とする受理日が令和 2 年 1 月 30 日の拾得物件台帳であって、本件開示請求の内容に合致するものであると認められた。

ほかに特定すべき文書の存在をうかがわせる事情は認められないことから、処分庁が本件保有個人情報を特定したことは妥当である。

(4) 条例第 17 条第 2 号該当性について

ア 条例第 17 条第 2 号は、審査請求人以外の個人の権利利益を保護する観点から、当該審査請求人以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより、審査請求人以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）が含まれている保有個人情報については、不開示とすることを定めたものであり、併せて当該審査請求人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお審査請求人以外の個人の権利利益を侵害するおそれがある情報が含まれている保有個人情報についても不開示とすることを定めたものである。

そこで、この考え方に基づき、本件情報 1 及び本件情報 2 が同号に該当するかどうかを以下検討する。

イ 本件情報 1 及び本件情報 2 は、開示請求者以外の個人に関する情報であり、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであると認められることから、条例第 17 条第 2 号本文に該当する。

同号ただし書は、個人が公務員等である場合において、当該個人に係る情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は開示することとしているが、この例外として、当該公務員等が規則で定める職にある警察職員である場合にあっては、その職務の特殊性から、氏名を開示することにより、当該警察職員の私生活等に影響を及ぼす可能性が高いことから、当該公務員等の氏名に係る部分を除

くこととしている。この氏名を不開示扱いとする警察職員の範囲は、知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成 17 年愛知県規則第 10 号）第 8 条により、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察職員と規定されていることから、本件情報 1 及び本件情報 2 は、条例第 17 条第 2 号ただし書ハに該当しない。

本件情報 1 については、同号ただし書イ及びロに該当しないことは明らかであることから、条例第 17 条第 2 号に該当する。

一方、本件情報 2 については、遺失物法（平成 18 年法律第 73 号）第 5 条及び遺失物法施行規則（平成 19 年国家公安委員会規則第 6 号）第 2 条の規定に基づき拾得物件を警察署長に提出した審査請求人に対して預り書を交付しており、当該預り書に取扱者である警察職員の氏名が記載されていることからすれば、法令の規定により開示請求者が知ることができる情報であると認められることから、条例第 17 条第 2 号ただし書イに該当する。

よって、本件情報 2 は、条例第 17 条第 2 号に該当しないことから、開示すべきである。

なお、処分庁は、弁明書において、本件情報 2 が不開示情報に該当しないことを認めた上で、不開示とした処分を見直すこととしている。

(5) 審査請求人のその他の主張について

本件保有個人情報の特定の妥当性及び本件情報 1 の条例第 17 条第 2 号該当性については前記(3)及び(4)において述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) まとめ

以上により、「6 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

拾得物件台帳（令和 2 年 1 月 30 日受理のもの）

これは、証拠書類等提出通知書（令和 4 年 1 月 20 日付け務監発第 364-1 号）及び弁明書（総会発第 2537 号令和 4 年 4 月 28 日付け）に記載あり。

請求日現在、愛知県警察本部総務部会計課で保管されているもの

別表

1 行政文書の名称	2 開示しないこととした部分	3 開示しないこととした根拠規定
<p>拾得物件台帳（令和2年1月30日受付、受理番号2431）</p>	<p>警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分 【本件情報1】 警察職員の印影 【本件情報2】 取扱者氏名欄に記載されている警察職員の氏名</p>	<p>条例第17条第2号</p>